

## 鳥取市交通安全指導員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥取市における道路交通の安全保持及び交通安全運動の推進を図るため、鳥取市交通安全指導員（以下「指導員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱及び任期)

第2条 指導員は、鳥取市交通安全指導員推薦書（様式第1号）により、指導員になろうとする者が現に居住する地区の地区会長及び一般財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会支部長が推薦し、鳥取市交通安全指導員（再任・新任）同意書（様式第2号）により本人の同意を得たうえで、市長が委嘱するものとする。

2 指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で指導員が交代した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 年度の途中で委嘱された指導員の任期は、他の指導員の残任期間に準ずる。

### (解嘱)

第3条 市長は、次の事由が生じたときは、指導員を解嘱することができる。

- (1) 指導員から辞任の申出があったとき。
- (2) 指導員が、他の市町村に転出したとき。
- (3) 指導員の心身の故障のため、活動の遂行に支障があるとき。
- (4) 指導員としての適性を欠くにいたったとき。
- (5) その他市長が解嘱について必要と認めたとき。

2 前項第1号による解嘱の場合は、辞任届（様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を以て解嘱とする。

### (活動)

第4条 指導員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 通学、通園路における登下校（園）時の児童及び園児の安全通行の保護及び誘導
- (2) 横断の方法、信号の遵守など一般の歩行者が正しい通行をするための指導
- (3) 自転車の正しい乗用方法、信号の遵守などの自転車乗用者に対する指導
- (4) 歩行者の安全通行に直接支障のある場合における、車両の運転者に対する通行方法の指導
- (5) 地域住民の交通安全思想の普及徹底及び交通安全運動の推進

### (指導員証)

第5条 市長は、指導員に対し、鳥取市交通安全指導員証（様式第4号。以下「指導員証」という。）を交付する。

2 指導員は、その活動を行うに当たっては、指導員証を携帯し、指導員であることを示す必要があるときは、いつでも提示しなければならない。

3 指導員は、その資格を失った時には、30日以内に市に指導員証を返却するものとする。

### (制服等)

第6条 市長は、指導員に対し、別表に掲げる制服等を貸与する。

2 指導員は、その活動を行うに当たっては、制服等を着用しなければならない。

3 指導員は、その資格を失った時には、30日以内に市に制服等を返却するものとする。

(活動要領)

第7条 指導員は、現に居住する地区の実情に合わせ、活動場所及び活動の頻度について計画を立て、その計画に沿って活動することとする。

2 指導員は、その活動を行うにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付又は貸与した物品をき損又は損失することのないよう、常に保管に留意すること。
- (2) 活動中は懇切丁寧を常に心がけ、誠意をもって活動すること。

(活動計画兼報告書の提出)

第8条 指導員は、前条第1項に規定する計画について、鳥取市交通安全指導員活動計画兼報告書(様式第5号。以下「計画兼報告書」という。)により、3か月毎に市長に提出しなければならない。

2 指導員は、活動の状況を明らかにするため、計画兼報告書に活動状況を記載し、3か月毎に市長に報告しなければならない。ただし、活動にあたっては指導員の体調、天候等を考慮し適宜判断するものとし、やむをえない事由により計画どおり活動できなかった場合は計画兼報告書にその旨記載すること。

(報償費)

第9条 市は、指導員に対し年額39,500円の報償費を支払う。ただし、年度の途中で委嘱された指導員又は年度の途中で解嘱となった指導員の報償費については、次の式により算定した報償費(1円未満は、四捨五入する。)を支払う。

$$39,500 \text{円} \times \text{活動月数} / 12$$

2 市は、前項の報償費を各年度の3月31日までに支払う。ただし、指導員が解嘱となったときは、その解嘱の日から60日を経過する日又は解嘱の日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに報償費を支払う。

(指導員の研修)

第10条 市は、指導員の技能の向上及び活動に必要な知識を習得するための研修会を開催する。

(事故の補償)

第11条 市は、指導員の活動中に発生した、当該指導員の責めに帰さない事故について補償するための措置を講ずる。

(感謝状の贈呈)

第12条 市は、指導員が継続して活動を行う時、最初の委嘱から10年ごとに感謝状を贈呈する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に鳥取市交通安全指導員設置規則(昭和43年鳥取市規則第29号)の規定により指導員に任命又は委嘱されている者については、第2条の規定による委嘱

があったものとみなし、その任期は、鳥取市交通安全指導員設置規則における残任期間とする。

- 3 この要綱の施行の際現に鳥取市交通安全指導員設置規則の規定により指導員に任命又は委嘱されている者については、第12条の規定による感謝状の贈呈は、鳥取市交通安全指導員設置規則の規定により任命又は委嘱された最初の日から起算する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

（指導員制服等）

品目	数量
交通安全指導員用 帽子	1 個
交通安全指導員用 帽子雨覆い	1 枚
交通安全指導員用 冬合服上下	1 着
交通安全指導員用 長袖シャツ	2 着
交通安全指導員用 半袖シャツ	2 着
交通安全指導員用 夏ズボン	1 着
交通安全指導員用 ネクタイ	1 本
交通安全指導員用 指導員バッヂ	1 個
交通安全指導員用 外套	1 着
交通安全指導員用 雨衣	1 着
交通安全指導員用 白手袋	1 打
交通安全指導員用 警笛吊紐	1 本
交通安全指導員用 停止合図灯	1 本
交通安全指導員用 ヘルメット	1 個

鳥取市交通安全指導員推薦書

所属地区	( ) 地区 ( ) 校区
被推薦者 ※推薦される者	ふりがな 氏 名
生年月日	年 月 日生
住 所	
推薦理由	..... ..... ..... ..... ..... .....

上記の者を鳥取市交通安全指導員として推薦します。

年 月 日

(推薦者) 地 区 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

(※自署の場合は、押印不要)

(推薦者) 交通安全協会支部長 \_\_\_\_\_ (印)

(※自署の場合は、押印不要)

鳥取市長 様

様式第2号（第2条関係）

鳥取市交通安全指導員（再任・新任）同意書

所属地区	( )地区( )校区
ふりがな 氏名	
生年月日	
性別	
住所	〒
連絡先	

年 月 日から 年 月 日まで鳥取市交通安全指導員として活動することに同意します。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(※自署の場合は、押印不要)

鳥取市長 様

様式第3号（第3条関係）

## 辞任届

このたび、一身上の都合により、 年 月 日をもって辞任いたしたいので、ご承認くださいますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩ （※自署の場合は、押印不要）

鳥取市長 様

様式第4号（第5条関係）

（表面）

（裏面）

<p>鳥取市交通安全指導員証</p> <p>住 所 鳥取市</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は鳥取市交通安全指導員であることを証明する。</p> <p>任期は、年 月 日から 年 月 日までとする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取市長</p> <div data-bbox="528 757 778 1010" style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">（鳥取市長印）</div>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 街頭指導の際は必ず携帯すること。</li><li>2. 紛失、き損したときは、直ちに鳥取市長に申し出ること。</li><li>3. 資格を失ったときは、直ちに鳥取市長に返却すること。</li><li>4. 他人に貸与、または譲渡しないこと。</li></ol>
---	---

様式第5号（第8条関係）

## 鳥取市交通安全指導員活動計画兼報告書

地区（校区） 氏名 \_\_\_\_\_

○活動報告 月から 月

・活動場所（活動場所ごとに記載してください。）

①	
②	
③	

凡例：日…日付、曜…曜日、場…活動場所（上記活動場所の番号を記入してください。）

月			月			月											
日	曜	場	日	曜	場	日	曜	場	日	曜	場	日	曜	場	日	曜	場
1			16			1			16			1			16		
2			17			2			17			2			17		
3			18			3			18			3			18		
4			19			4			19			4			19		
5			20			5			20			5			20		
6			21			6			21			6			21		
7			22			7			22			7			22		
8			23			8			23			8			23		
9			24			9			24			9			24		
10			25			10			25			10			25		
11			26			11			26			11			26		
12			27			12			27			12			27		
13			28			13			28			13			28		
14			29			14			29			14			29		
15			30			15			30			15			30		
			31						31						31		

※活動場所については、活動場所欄に記載の①②③の番号をご記入ください。

(通信欄)
-------

○活動計画 月から 月

・活動場所

①	
②	
③	

・活動頻度

月	/週
月	/週
月	/週